

竹本本人訴訟不当判決！

本日、大阪第二運輸所分会竹本真一さんが提訴していた平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件（ボーナスカット本人訴訟）で、大阪地方裁判所は不当判決を言い渡しました。J R 東海労は、この不当判決に断固抗議します。

この裁判は、竹本さんが2013年の夏季手当減額の撤回と減額理由を求め、労働審判を提起しましたが、会社が具体的な減額事由の開示を拒否したことから、「労働審判として結論を出すのはなじまない」とされ、本訴に移行され争っていた事件です。会社は、苦情処理会議で、また労働審判の場において抽象的な注意・指導事項10件を並べたのみで、具体的な減額事由を一切明らかにしませんでした。具体的な減額事由を明らかにさせるために、竹本さんは本訴を決意しました。

証人尋問には、被告側から6人の管理者が証人として出廷しました。竹本さんの的確な反対尋問によって、現場管理者からの注意・指導、非違行為などの事実がなく、すべて現場管理者からの一方的な報告であり、客観的な証拠は何一つないことが明らかにされたのです。にもかかわらず、大阪地方裁判所は、注意・指導したとされる管理者の証言が信用できると判断したのです。

この不当判決は、安倍政権が進める戦争政策と無関係ではありません。戦争に反対

している労働組合への弾圧であると言わざるを得ません。

同日、新幹線関西地本は裁判報告集会を開催し、不当判決の怒りをバネに闘うことを意思統一しました。J R 東海労は、この不当判決に怯まず、不当なボーナス、カットを根絶させるために、職場内外からさらなる闘いをつくり出していきます。

